

原子力規制委員会

令和5年度第1回政策評価懇談会

原子力規制庁

原子力規制委員会

令和5年度第1回政策評価懇談会 議事録

1. 日時

令和5年7月21日（金）10:00～12:00

2. 場所

原子力規制庁13階会議室B・C・D

3. 出席者

飯塚 悦功 公益財団法人日本適合性認定協会理事長 東京大学名誉教授
大屋 雄裕 慶応義塾大学法学部教授
亀井 善太郎 PHP総研主席研究員 立教大学大学院21世紀デザイン研究科特任教授
城山 英明 東京大学公共政策大学院教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授
町 亜聖 フリージャーナリスト

事務局側出席者

片山 啓 長官
金子 修一 次長
市村 知也 原子力規制技監
竹内 淳 長官官房政策立案参事官
野村 優子 長官官房総務課監査・業務改善推進室長

4. 配付資料

資料1 令和4年度実施施策の政策評価の概要（案）
資料2 令和4年度実施施策に係る政策評価書（案）
資料3 規制の新設又は改廃を目的とする政策に係る評価
資料4 原子力規制委員会における政策評価の全体像について
資料5 藤田委員からのコメント
参考資料1 政策評価懇談会の開催について

- 参考資料 2 令和 4 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表
- 参考資料 3 人的資源投入量と平均残業時間等の分析
- 参考資料 4 マネジメントシステム内部監査の実施状況
- 参考資料 5 要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況
- 参考資料 6 IRRS ミッション指摘事項への対応状況
- 参考資料 7 令和 4 年度原子力安全文化に関する職員アンケート・インタビューについて
- 参考資料 8 原子力規制委員会第 2 期中期目標
- 参考資料 9 令和 5 年度原子力規制委員会年度業務計画
- 参考資料 10 令和 5 年度原子力規制委員会政策評価実施計画
- 参考資料 11 原子力規制委員会政策評価基本計画
- 参考資料 12 令和 2 年度原子力規制委員会年次報告
- 参考資料 13 令和 2 年度原子力規制委員会年次報告の概要

5. 議事録

○竹内参事官 定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会を開催いたします。

私は、懇談会事務を担当しております原子力規制庁長官官房政策立案参事官の竹内でございます。

本日は大屋委員、それから城山委員がリモートでの御出席となっておりますので、Web会議システムを併用して開催しております。

また、本会議につきましてはインターネットで中継しております。

会議進行上の留意事項をお伝えいたします。

御発言の際には挙手をお願いいたします。その後、司会が確認した後、御指名いたしますので、その後、御発言いただければと思います。また、御発言の際はお手元のマイクをオンにさせていただいて、お名前をおっしゃっていただいた後、御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら、マイクのスイッチはオフにさせていただきますようお願いいたします。

では、コロナ禍以降、対面での開催は久しぶりでございますので、御出席いただい

る委員の皆様の御紹介をいたします。

名簿順でいきますと、公益財団法人日本適合性認定協会理事長、東京大学名誉教授、飯塚悦功委員でございます。

○飯塚委員 飯塚です。よろしくお願いします。

○竹内参事官 それから、Web参加ではございますけれども、慶応義塾大学法学部教授の大屋雄裕委員でございます。

○大屋委員 大屋です。よろしくお願いします。

○竹内参事官 それから、PHP総研主席研究員、立教大学大学院21世紀デザイン研究科特任教授の亀井善太郎委員でございます。

○亀井委員 よろしくお願いします。

○竹内参事官 それから、フリージャーナリストの町亞聖委員でございます。

○町委員 よろしくお願いします。

○竹内参事官 すみません、失礼しました、城山委員が抜けておりました。失礼しました。

東京大学公共政策大学院教授、東京大学大学院法学政治学研究科教授、城山英明委員でございます。よろしくお願いします。

○城山委員 よろしくお願いします。

○竹内参事官 失礼いたしました。

では、事務局側からも御紹介いたします。

原子力規制庁長官、片山でございます。

○片山長官 片山でございます。よろしくお願いいたします。

○竹内参事官 次長の金子でございます。

○金子次長 金子です。よろしくお願いいたします。

○竹内参事官 原子力規制技監、市村でございます。

ちょっとマイクが入ってありませんが、よろしくお願いします。

それから、事務局を担当しております政策立案参事官、竹内でございます。どうぞよろしくお願いします。

また、長官官房総務課監査業務改善推進室長の野村でございます。

○野村室長 野村でございます。よろしくお願いいたします。

○竹内参事官 では、議事に先立ちまして配付資料を確認させていただきます。

議事次第を御覧ください。4ポツの配付資料がございますとおり、資料1としまして、令和4年度実施施策の政策評価の概要（案）、資料2といたしまして、令和4年度実施施策に係る政策評価書（案）、資料3としまして、規制の新設又は改廃を目的とする政策に係る評価、資料4といたしまして、原子力規制委員会における政策評価の全体像について、資料5といたしまして、本日御欠席の藤田委員から、事前に説明した際にコメントをいただいておりますので、資料5としてつけております。

それから、参考資料につきましては、1から13のものをつけておりますけれども、これは必要に応じて引用させていただきたいと思います。

特に資料等ないものがございましたら、途中でもいいので御指摘いただければと思います。

それでは、これから議事に入っていただきたいと思いますが、座長につきましては、これまでと同様に飯塚委員にお願いしたいと考えておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

では、以降の進行は飯塚座長にお願いしたいと思います。では、よろしく願いいたします。

○飯塚座長 おはようございます。御指名でございますので、以降の進行を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしく願いいたします。

では、最初の議題は令和4年度実施施策の事後評価等ですね、事務局から御説明をお願いいたします。

○竹内参事官 はい、規制庁、竹内です。

では、事務局から資料の説明をいたします。

資料1を御覧いただければと思います。この資料1につきましては、資料2の政策評価書（案）の概要をまとめたものと、さらには、マネジメントレビューの概要をまとめたものとしておりますので、議題1につきましては、この資料1により御説明させていただきます。

資料につきましては、全部の資料、真ん中の、資料の紙面の下に大きな数字で通しページを振っておりますので、そのページ番号に従って、御説明いたします。

では、通しページの4ページを御覧ください。こちらのシートにつきましては、規制委員会の政策体系と政策評価活動の関係図を示したものでございます。本日、政策評価の対象としておりますのは、左側の欄にあります中位目標、施策目標として五つの施策を掲げ

ておりますので、その施策にかかる評価という形で、本日、御説明するものでございます。

また、その下の緑色のところは、それをうまく具現化した事務事業ということで、法の執行事務や予算事業ということで、これらの評価については規制の事前・事後評価ということで、これは二つの議題に当たるものですが、もう一つは行政事業レビュー、51事業を対象として評価をしているものでございます。

通しページ5ページを御覧ください。令和4年度各施策目標の評価結果についての、取りまとめた表でございます。左側に五つの施策を、目標を掲げておりまして、真ん中が目標達成度合いの測定結果、その内訳が右の列にございます定性・定量評価の指標の評価結果でございます。

一つ目の「独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」でございますけれども、右の欄にございますように、これは定性評価と定量評価を足し合わせた数でございます。Sが一つで、Aが六つ。で、そのうち、各業務目標を積み上げたもののうち、S評価としているものは六つございます。それから、定量評価でBとしたものが1と。これに従いまして、目標達成度合いの測定結果は相当程度進展ありということで、Bという結果としております。二つ目の「原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化」でございますが、こちらは、右欄にございますようにAが七つ。そのうち、内訳としては、Sが五つとBが二つ。三つ目の「核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施」につきましては、こちらにも、指標の評価としてはAが四つ、内訳としてSが二つ、Bが二つ。四つ目の「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明」、こちらにつきましても、Aが五つで、そのうち小項目としてSが二つ。五つ目の「放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施」につきましては、こちらにもAが八つと、以下、小項目としてSが一つという結果となっております。

次のページの通し番号6ページを御覧いただければと思います。これは、例年と同じく五つの評価区分に分けまして、今回、Aがほとんどでございますけれども、Bが一つございますのは、このAの欄にありますように、全ての測定指標で目標が達成される見込みであるといったことが条件になりますので、一つ目の独立性・中立性・透明性に関する施策につきましては、Bが一つあるということで、全体としてはB評価になったというものでございます。

それでは、それぞれの施策についての政策評価の結果について御説明いたします。

本資料は、関係する分野ごとに年次報告の概要の抜粋をつけておりますけれども、お時間の都合もありますので、政策評価のところから御説明します。

通しページ8ページを御覧ください。施策目標、一つ目の「独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」でございます。このペーパーは三つのパートに分かれておりまして、緑字で書いてありますように、まず、一つ目が規制庁による自己評価の結果、その結果に対するマネジメントレビューでの原子力規制委員会による主な指摘が二つ目のパート、それから、それを踏まえた令和5年度の取組といった構成になっております。

一番最初の規制庁による自己評価、こちらにつきましては、昨年同様、懇談会の御指摘を踏まえて、それぞれの年次目標の小項目のうちSとつけたものと、それからBとしたもの、それらを掲載した形にしております。

まず、S評価としたものにつきましては、一番上でございますように、OECD/NEAとの共催で、1F事故後10年の規制活動に関する国際規制者会議というのを開催しております、これは各国の規制機関総勢200名の方に御出席いただいて、事故後10年の規制委員会の取組について御紹介いただき、成功裏に終わったということでSとしております。それから、二つ目といたしましては、これも昨年の懇談会でも、継続すべきといった御意見がございましたけれども、組織文化に係るアンケートの見直し、それから、その業務計画の進捗管理のやり方等を見直しまして、マネジメントシステムの運用改善をしたということもSとして挙げております。三つ目の矢羽根としましては、全庁的な文房具を一か所で集約して再利用する仕組みを作ったことで経費の節減ができたという点を挙げております。それから、四つ目といたしましては、普段は上司が部下の人事評価を行うのですが、管理職等を対象に、部下からの評価も加えて360度評価を実施しまして、また、その結果を本人に通知するといったやり方も含めて課題を整理したという点。それから、五つ目としましては、デジタル庁が推進している次期LANシステムの取組について、早期に、予定を超えて計画立案ができたということ。それから、最後の六つ目の矢羽根ですけれども、様々な採用活動に工夫を凝らしまして、採用人数を増やすことができ、定数に対する実員数の充足率を95.1%と、近年、なかなかできなかった目標が達成できたということで、Sとしております。

その下のB評価としたものにつきましては、集中型訓練生の人員が、当初は15名に対して9名と想定を下回ったため、目標であった延べ人数を下回ったということで、Bとしたも

のでございます。

真ん中の規制委員会での主な指摘ということで四つ掲げておりますけれども、全体的には、これまでの取組で庁内のコミュニケーションは向上してきたという点があるのと、二つ目の丸としては、透明性の向上について努力すべきと。これは後ほど少し触れたいと思いますけれども、高経年化した原子炉の運転期間の制限を取り払うことによる法令改正、法律改正を推進する省庁との面談について、こちらについても透明性を疑われるような、誤解を招くような御指摘がございましたので、そういった点につきましては、評価書に改めて記載すべきといったことが指摘されております。また、同じく、その安全規制に関わる分かりやすい資料というのが、法改正案の了承後になったということも指摘を受けております。さらには、今後の取組として、中長期的な視点による組織体制及び人員配置の検討というのが大事、大切であると、こういった指摘を受けております。

下の、令和5年度取組でございますけれども、これは、星印をつけましたのは、昨年9月に委員長が交代したことによりまして、1月に中期目標を追加しておりますので、その内容を加えております。一つ目の星としまして、先ほど、委員会で御指摘を受けました透明性の向上という点。それから、核物質防護に係るIAEAによるIPPASミッションの受け入れ準備。三つ目としましては、中長期的な視点による組織構成及び人員配置の検討。四つ目としまして、規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開。最後の矢羽根としては、これはアンケート等を踏まえて、管理職による1 on 1ミーティングといったきめ細かい職員の状況把握、それから、キャリアコンサルタントの任命として、職員と面談をして、今後のそのキャリアパスについて相談、助言をするといったことなどの取組を今年度も行うということとしております。

以上が、施策目標Ⅰの結果でございますので、次、14ページを御覧ください。施策目標二つ目ですけれども、「原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化」でございます。

規制庁による自己評価でございますけれども、まず、Sとしたものとしましては、一つ目の矢羽根でございますように、新規制基準の適合性審査というのは、ずっとこれまでも継続して続けておりますけれども、その中で出てくる進め方に関する課題等につきまして、電力会社の経営層と原子力規制委員会の意見交換を踏まえまして、また、その審査における論点の明確化など、審査の進め方をまとめて、改善したプロセスを実施したという点。特徴的なものを申し上げますと、三つ目の矢羽根としましては、これは後ほどの施策で出

てきますけれども、福島第一の事故原因究明の事故調査・分析から得られた知見を踏まえて、原子炉建屋への水素の流入を抑制する対策というものを新たに位置づけております。また、新しい知見ということで四つ目のところ、「バックフィットに係る基本的な考え方」というのを整理しております。

一方で、B評価としたものとしましては、先ほど申し上げました1Fの事故原因の調査を踏まえた水素に対する対策以外の知見の整理というのが進まなかったという点がございませぬ。

令和5年度の取組につきましては、これも新たに追加したものでございますけれども、高経年化した原子炉の安全性の確認についての具体化、それから、新型炉の規制の在り方を検討するというところでございます。

次、三つ目ですけれども、17ページを御覧ください。「核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施」でございます。

規制庁による自己評価でございますけれども、これも昨年も御説明しておりますけれども、セーフティー、セキュリティ、セーフガード、この3Sの調和ということが非常に大事ということで、それに対する取組強化というのを進めました。Bとしたものとしたしましては、3Sにかかる検討は進んだんですけれども、ガイド、考え方の文書の取りまとめに至らなかったという点。

規制委員会の指摘といたしましては、今後も核セキュリティ対策を含めた3Sも含めて、より今後、取り組んでいくことが必要であるという指摘を受けております。

それらを踏まえまして、令和5年度につきましても、引き続き、核物質防護や3Sに向けた対応をしていくといったことを目標として掲げております。

通しページ20ページを御覧ください。四つ目といたしまして、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明」。こちらの中の自己評価でSとしたものとしましては、報道等でもなされておりますけれども、ALPS処理水の海洋放出に関する審査を集中的に取り組むということと、併せて、IAEAによる規制レビューというものを受けておりまして、御理解いただけたという点。それから、先ほども御説明しましたけれども、1F事故の調査・分析について、積極的に現地調査等を行い、報告書をまとめたという点でございます。

令和5年度の取組といたしましては、引き続き事故の調査・分析というのを行って、報

告書を取りまとめるということ。それから、ALPS処理水の海洋放出に関しては、継続してIAEAレビューへ対応していくようなことを掲げております。

五つ目の最後でございますけれども、23ページを御覧ください。「放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施」ということで、Sとしたものとしましては、防災訓練でありますとか、昨年の福島県沖の地震での緊急事態を踏まえた原子力災害対策マニュアルというものを改正している点というのをSとして挙げております。

令和5年度の取組でございますけれども、これ、原子力災害対策特別措置法の中で緊急時活動レベル、EALというものを定めておるんですけれども、特定重大事故等対処施設というものを今後導入することになっておりますけれども、それを考慮したBWRのEALの見直し案を策定すると、また、再処理についても必要があれば議論を開始するといったことなどを掲げております。

以上が、五つの施策に対する政策評価の結果でございます、24ページを御覧ください。ここでは、マネジメントレビューで取り上げた内容を簡単に幾つか御紹介いたします。

一番上の参考資料3に関係するものですが、人的資源投入量と平均残業時間等の分析ということで、令和2年から4年にかけて分析を行ったところ、一部の課では残業時間が増加しておりますけれども、その他では、多くのところで残業時間を削減することができております。

それから、その下の下の要改善事項及び是正処置等に係る活動の実施状況でございますけれども、令和5年2月末までの新規報告としては20件ございまして、そのうち、ここに二つポツがあります2件の要改善事項を委員会に報告しております。

一つ目のポツですが、これは昨年、亀井委員からも御指摘を受けましたけれども、請負契約における仕様書を落札業者に作らせていたという事案でございます。この件につきましては、亀井委員のほうから、風土的な、潜在的な要因があるのではないか、氷山の一角ではないのかという御指摘もございまして、その指摘も踏まえまして、類似事案というのを過去5年に遡って調査しております。その調査の内容といたしましては、こういった調達に関わる職員、合計600名弱に対して聞き取り調査を行いました。その結果、当該事案に関与した人以外に1名、そのような聞き取りに該当するという職員が出てきましたけれども、その職員がさらに行ったものを見ると、仕様書作成までは行っていなくて、仕様書作成に当たって、1社に専門性の高い調達内容に対して聞き取りを行っていたという

ことで、仕様書作成にまでは至っていなかったということでございます。

また、その2名以外に、そういったことをやっているということを知ったことがあるという職員が8名おりました。で、その8名から聞いた関係する契約等も確認しましたところ、そのようなことは、不適切な対応は見られてなかったということがございます。

もう一つの調査といたしましては、この調達に関連するサーバー上のファイル6万1,000件について、仕様書等を業者に作成させているかのような観点で検索をかけましたところ、2件、仕様書（案）というファイルが検出されまして、その内容を確認しましたところ、実際は仕様書を作らせたというものではなくて、業者からこういう提案という形で受け取ったというようなものでございまして、実際の仕様書作成には至っていなかったということがございます。

このような調査結果を踏まえまして、調達の際の市場調査のルールというのを明確化しまして、さらに、それを上司がチェックするといった仕組み、そのルールにつきましては、全職員に向けて注意喚起啓発を行ったという対応を行ってございます。したがって、御指摘の潜在的、風土的な要因があるのではないかという点については、この事案だけであつたという結論に至っております。

それから、もう一つの報告した要改善事項でございますけれども、検査官が身分証を、検査官証というのを携帯しなければならないんですけれども、それが履行されていなかったということで、携帯しやすい検査官証の様式を見直すということと、あと、それを確認する手順というのを整理しております。

最後のIRRSミッションにつきましては、今年度も継続して実施しておりますという状況でございます。

通し番号25ページを御覧ください。原子力安全文化の育成・維持に係るアンケート、それからインタビューの結果等でございます。

令和4年度につきましては、令和3年度から設問群を見直して、継続的に状況把握するための総合指標というものとそれぞれの個別指標というのを設定して、今後の改善につながるような見直しを図ったということと、その結果につきましては、課室毎に整理して、それぞれの部署に対して取組を考えられるように結果をフィードバックしております。

その結果につきましては、ここにいい点と課題となる点を挙げておりますけれども、26ページを御覧ください。アンケート、インタビューも含めて、結果を踏まえた改善策とい

うことで、課題としているものは、この左欄に四つほど掲げてございます。

若手中堅への業務の集中、それから、特定部門への優先的な人事配置への納得感、職員間のつながり、それから成長実感が低いといった課題が抽出されたことに対して、ここに、右側にございますように、先ほど施策Ⅰでも御説明いたしましたけれども、1 on 1ミーティングの実施でありますとか、年度業務計画を作るときにきめ細かく設定して、納得感とこののを向上させるといったようなこと、それから、成長実感が低い、一番下のところですが、キャリアコンサルタントによる面談の実施といったような、特に若手の職員をケアするような取組を今後進めていくということでございます。

以上が資料1の政策評価の概要でございます。

藤田委員からのコメントについて、御紹介させていただきたいと思います。資料5を御覧いただければと思います。通しページの112ページです。

藤田委員からは、大きく、この政策評価に関して2点、コメントをいただいております。

1ポツの(1)でございますけれども、先ほどの御説明で触れましたけれども、高経年化した原子炉の運転期間の見直し、60年の制限を撤廃したことによる規制への反映ということで、これに関しては、下のほうにありますけれども、規制委員会の独立性・中立性・透明性を懸念する指摘が少なくありませんでしたと、具体的には、委員会での議論の内容が次回のアウトプットに反映されてないでありますとか、せかさされて議論をしてきたとか、中身の基準の議論が不十分であったなど「違和感」が表明されたというのは、規制委員会の独立性に関わる問題として重く受け止めるべきだと思いました。それらについて、規制庁としての見解を伺いたいと思いますというのが1点目。

それから、(2)の御意見ですけれども、これも施策目標Ⅰの中で、集中型研修の目標が達成できなかったという点について、今後も、その人数が減るということで、これは構造的な要因によるものではないのかという御質問と、そういったことの構造的な要因なのであれば、組織や人員配置を見直すといったカリキュラム等も調整して、持続可能な制度として維持していく必要があると思いますといった御指摘でございます。

こういった意見がございましたので、紹介いたしました。

この議題1の説明、私からの説明は以上でございます。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明、資料に対しまして、御意見、御質問等をお願いしたいと思います

います。

まず、最初に、藤田委員からの質問に対して、見解を問うということでございますので、片山長官から発言願えますか。

○片山長官 高経年化した発電用原子炉に対する新たな規制制度でございますけれども、これは昨年の10月から規制委員会で議論を始めて、公開・非公開を合わせて9回ぐらい、たしか委員会の場で議論をして、2月に法律案の骨格というところについて規制委員会でお決めにいただきました。で、これは、この杉山委員の御発言だと思いますけれども、これは最後、採決で決めたわけでございますけれども、その場であった御発言、杉山委員、伴委員からの御発言でございます。

それで、まず、初めに、資料のアウトプットに反映されていないというのは、これは、たしか審議の途中での話だったかと思ひまして、そこは資料の作りにおける事務局、もう少ししっかりと努力しなければいけなかったということだというふうに思っております。

それから、締め切りの話につきましては、法律案を出すというふうになりますと、ある程度、政府全体としてのスケジュールみたいなものがありますので、その、あるところで判断を委員会のほうでしていただかなければならないということではないのかなというふうに思っております。

それから、外枠制度論、これは、要するに法改正ですので、法律事項、法制度としてどういう制度をするのかという議論がまず固まって、じゃあ、それを具体にしていくための政令ですか規則、さらには、我々でいけばいろんな基準類ですね、そういう順番で議論をしていく。その過程では、一部、法律事項と並行してやらなければいけないものもございますけれども、恐らくその、何といいますか、配分というのか、そのところについての御議論だったのではないかとこのように受け止めております。

最後に、そういう委員の御発言があったということで、規制委員会としての独立性云々というところについて申し上げますと、まさしくこういう御発言が公開の委員会の場で委員から御発言があるということ自体が、それぞれの委員が独立して意思決定を行うという規制委員会の独立性そのものを示しているということでもあるのかなというふうに受け止めておひまして、そういう意味で、こういう発言があったから、規制委員会の独立性云々ということではないんじゃないかというふうに事務局としては受け止めているということでございます。

ただ、議論の仕方ですとか、事務局の資料の準備ですとかというのは、いろいろこういう議論があったということ踏まえて、今後に生かしていかなければいけないということではないかというふうに思っています。

それから、二つ目の集中型訓練生云々の話でございますけれども、今のこの制度は、一般職技術系の職員を対象に、入庁して4年目ですとか5年目ですとかという職員を対象にしておるんですけれども、その門戸を少し広げるということを考えなければいけないのかなというふうに思っております、例えば我々、実務経験者採用というのは非常に多くしております、実は、新卒で公務員試験を受けて入ってくる職員と半々という構成になっています。デジタル庁が2対1と言われているので、うちは非常に、旧JNESから移っておられた方も含めてやると、非常に実務経験者で入ってこられる方が多い。

実務経験者の方というのは、それまでの実務経験を生かして仕事をしていただくということなので、どちらかという、ある種、ジョブ型みたいなイメージで入ってこられる方は多いんですけれども、そういう中でも、やはり若い方がおられるんですね、30代、40代で入ってこられる。そういう方が仕事をしてみて、別の分野にも挑戦してみたいというような意欲のある方を、こういうコースに入らせていただいて、もちろん実務経験がおりないので、全てを受ける必要はないんですけれども、必要なところを受けていただいて、新たな資格を取っていただくというようなことで、我々のその人材育成という観点からも、少し、せっかくできたいい仕組みでございますので、もっと庁内全体で活用していくと、そういう方向で考えていければなと思っております。

以上でございます。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

藤田委員はこの場にいらっしゃらないんですけども、この件に関して、特に最初の議題に関して、皆さんも意見があると思います。町委員、どうぞ、お願いします。

○町委員 すみません。

私も藤田委員と全く同じことを思っております、今、大卒の法制度はあって、具体的内容は後というふうな発言が長官からありましたけれども、それはちょっとおかしいかなと思います、やっぱり。

私、去年のこの懇談会で、規制委員会の審査が長引いていて、出口はどうするのかというような指摘を去年しました。まさか、その出口がこんな形で、原則という言葉がこんな

にむなしいというか、裏返せば原則が40年、最長20年延長ということが原子炉等規制法から削除され、別の所管に移ったということで、これはすごい大きな大転換になるにもかかわらず、具体的な中身を議論しないまま、議論は今されたというんですけれども、骨格は決めたということですけども、やはり、そこをちゃんと、福島の方も含めて、示してから法改正が順序じゃないかというふうに思うんですけれども、やはり急かされたという印象は、多分、私たちだけじゃなくて日本国民全員がそう思ったというふうに思います。

でも、今ちょっと、片山さんのほうから経緯のほうは説明があったので、このことに併せて1点確認したいのは、これまでも審査で運転が止まっている期間は規制から除外してほしいという、電気事業者からはこれまでも声が上がっていました。これは法律の所管が変わるといことは、この除外するかしらないかという決定は、原子力規制庁、規制委員会ではなくて、原発を推進する側の経済産業省が決めるということにこれはなるんでしょうか。

今後は、その60年を超えて運転する原発の安全性だったりするものに関して、原子力規制庁・規制委員会はどのような形で、まさに審査だけして、それがお墨つきという形になってしまうかもしれないんですが、これからどういう形で、規制委員会・規制庁は、この古くなってくる原発には関わっていくのかというところを、規制する側からのスタンスを教えてください。

○片山長官 長官の片山でございます。

今の御指摘に答える、ちょっと前提をお話ししたほうが良いと思います。規制委員会ができる規制委員会設置法と併せて原子炉等規制法が改正をされて、現行の40年、60年の運転期間の定めというのが炉規法の中に盛り込まれました。これは、制定時の国会の中での御審議でも、一体これ、将来どうするんだというような、要は規制の問題としてこれを、科学的に40年、60年と決めるのか、あるいは政策的な判断なのか、いろんな御議論が国会の中でも実はございました。規制委員会が発足してからも、たびたび国会の中で、この運転期間についてどう答え、どう考えるんだというような御質問をいただいております。

それで、実は、3年前の令和2年の7月に、規制委員会で見解というものを決定しております。その見解は、要は、規制委員会の役割というのは、基準を定め、それへの適合性というものを審査、検査で確認をするという役割に尽きるんだと。基準に適合している原子力発電所を、一体どれぐらいの期間使うのかというのは、まさしく、その原子力利用にお

ける政策判断にほかならない。これについては、規制委員会は何か見解を言うべき立場にない、物を言うべき立場にない、それは原子力の利用の在り方の問題として政策的に議論してほしい、規制から導き出されるものではないという見解を令和4年7月に出しております。それを受けて、今回の法改正が行われたというふうに理解をしております。

じゃあ、どういう規制制度なのかということでございますけれども、これは30年、運転開始から30年がたった時点で、さらに運転を続けたいという場合には、向こう最大10年ですよね、10年ごとの劣化を評価しても、なお基準に適合しているかどうかということを証明してください。そのために、適合するために必要な保守管理の計画を作ってください。これを申請してもらって、我々が認可をする。長期施設管理計画と言いますが、これを10年毎にローリングをしていく。30年目で10年だったら、次40年目、50年目ということで、10年ごとに節目を設けて、審査をし、それが適合した状態にあるかどうかは原子力規制検査の中で確認をしていく、そういう規制制度に変わるということございまして、そういう意味でいきますと、高経年化した発電用原子炉に対する規制委員会の規制というのは、今やっているやつよりも、よりきめ細かく、より高い頻度で見っていくということになろうかというふうに思っております。

○町委員 じゃあ、除外するのは誰が決める、どこが決めるんですか。

○片山長官 失礼、運転期間自体を、基準に適合した原発を一体いつまで使い続けるのかということ自体は、先ほども令和2年7月に見解を出したと申し上げましたが、それは、まさに政策判断にほかならないというのが規制委員会の立場でございますので、それは、その原子力政策を担っている経済産業省になるということでございます。電気事業法の中で、経済産業大臣が認可をするということになります。

○町委員 ちょっと、何か元に戻ったような感じなので、ちょっと納得しかねる形ですけど、そうなるということですね。

○片山長官 はい、長官の片山でございます。

それは政策判断として、一体、原発をどれぐらい長い間、使い続けるのかということだというふうに思っております、それは、あくまでも原子力政策の問題としてお決めいただくということだというふうに思っております。

○飯塚座長 政策判断の中に科学的根拠をどのくらい含めるべきなのかという議論が抜けしていると、受け止めました。別だというふうにおっしゃるけども、その政策的に決めなき

やいけないときには、当然ですが、ある種の根拠が必要なわけですが、それはここにはないということになるんですね。

○片山長官 長官の片山でございます。

結局、これぐらい政策的に運転をさせたいと思っても、規制基準に適合しないやつは我々は運転は認めません。それは、60年目のものであれ、10年目のものであれ、同じでございます。したがって、政策的に使いたいと思っていたとしても、基準に適合できない原発は運転できない。したがって、運転したい期間を予約するようなものだけでも、本当にそうなるかどうかというのは規制に適合してもらわなきゃいけないと、そういうことだと思います。

○飯塚座長 よろしいですか。なかなか、納得はできないと思うんですけど。

○町委員 はい、すみません、そうですね、やっぱり政治的な判断だということで、お答えはいただけないことは分かっているんですが、ただ、ちょっと、本当に原子力規制委員会及び原子力規制庁の皆さんに、この年次報告の121ページを、組織理念をもう一度ちゃんと読んでいただいて、本当に粛々と審査する、審査を厳しくする、それが科学的な、そういう意味では技術的な担保になるんだというふうには受け止めましたけれども、やっぱり現場を重視する姿勢を貫いて、真に実効ある規制を追求するという、いろいろ理念がありますので、いま一度このことを皆さんで読んで、自覚をしていただきたいなというふうに思います。やっぱり法律から離れてしまうということは、推進側が進めていくということになるというふうに、私はやっぱり受け止めました。

○飯塚座長 じゃあ、その他のことに関しましては、どうぞ、亀井委員。まず亀井委員、よろしいですか。その後、城山委員に。

○亀井委員 御指名ですので、じゃあ、すみません、亀井です。よろしくをお願いします。

2点ほど、すみません、コメントと御質問を兼ねてお話をさせていただきたいと思いません。

一つ目は、先ほどお話がありましたが、通し番号のページで言うと24ページのところで、その他のマネジメントレビューの項目のところで、昨年も私、御指摘させていただいたところではあるんですけども、請負契約の仕様書作成時の不適切事務処理があったということについてであります。

これについては、問題は根深いのではないかというふうに昨年申し上げさせていただ

たのは、これ、入札の公正性というところについては検証された。それについて、私は職員の専門性の自覚というか、意欲とか能力について問題があるのではないかというところを申し上げたつもりです。

さらには、この問題、仮説として考えられるのは、あと職場の連携、こういうものをつくるときにお隣の人、上司の人に相談ができるのかどうかと、あるいは、その組織として、そういった知見をきちんとためることができているのかというところについて、きちんと見ておく必要があるのではないかなというふうに思います。これ、入札の公正性という意味では、その入札が、ここに書かれたとおりの検証のとおりで私はいいと思っていて、それはそれで構わないですし、相手方に聞いてしまったと、それが入札そのもののプロセスを阻害したということはなかったのだというような形で、書かれているとおりでいいと思うんですが、そもそも、そういったことを安易に相手方に聞いてしまうというところについては、まず、専門性としての意識、基本的な意識が欠けているように思いますし、あるいは、もしかしたら能力が欠けているからそういうことが起きてしまうのかもしれない。あるいは、自分自身が能力が欠けている場合には、では隣にいる人に聞くことができるか、あるいは上司に聞くことができるかということについて、なかなか、そういったことを聞ける環境にない。いや、そんなことを聞くなんて、おまえ、分かってないのかと言われてしまうみたいなどころも含めて、ある種の閉塞感があるのではないかということとは、これ、仮説として立つんですが、ここら辺の、その今申し上げた一つ目、二つ目、三つ目の、三つのその要素について、一つ目については検証がされたということは、今の御説明で十分よく分かったんですが、二つ目、三つ目の検証についてはいかがなものかなと率直に思っています。

というのは、アンケートで職員のつながりについては弱いというふうに書かれているところとも、これは多分、実は関係があるんじゃないかなというふうに、これはマネジメントとして臨むべきだというふうに思いますし、その点について、どういうふうにお考えなのかというところについて、ぜひお伺いさせていただきたいと思います。これが1点目。

それから、2点目は、これ、今回、評価の枠組みということで、ずっと、そもそも評価はどうであったのか、これに対して、委員会の指摘はどうであったのか。それから、令和5年の取組はどうなのかという、その型に基づいて御説明がありました。これは後ほどの議事にも関係するかもしれないんですけども、政府全体として、その基礎的なEBPMを進

めてほしいとか、あるいは評価そのものの考え方を変えていく、これは政策評価審議会でも打ち出されているところですけども、評価というのは、その説明責任としての評価、私たちはよくできました、以上、とか、いわゆる学校の成績的な評価ということではなくて、次なる改善を具体的に見い出すというのがよい評価であると。

それはなぜかという、その社会というのは変動していくし、様々な環境は変わっていくし、そういう中、特に原子力規制を取り巻く分野というのは、先ほど藤田委員の御指摘のとおり、大変今、大きく変わってきているというふうに、あるいは、先ほどの町委員の御指摘も含めて、大変大きく変わってきているという中で、では、そういったことを踏まえて、自分たちは何を改善していくのかということから、多分、宣言をした上で、それを委員会に審議してもらって、あるいは、委員会に審議してもらわなくても、自分たちでやること、小さく回していくこと、大きく回していくこと、多分、両方があって評価というものが回っていくというのが、その、いわゆるこれを、新しく今、政府全体で進められている評価という考え方であり、あるいは、その基礎的なEBPMということなんではないかなというふうに私は理解しております。

その点から考えると、この評価の枠組みというのは、ややもすると説明責任に寄り過ぎていて、次なる改善を、その職員の中で、あるいは委員会も含めて、どう回していくのかということについては、ややちょっと見えにくいのかなという感じがしていて、いや、何か去年や一昨年まで言っていたことより、ややハードルを上げているじゃないかというような印象はあるのかもしれませんが、これは今、政府全体で進められていることでありますので、まさに、そういった点から考えたときに、この評価の枠組みというところをどう考えていくのかということについて、これは来年度に向けてということでもいいのかと思うんですが、ぜひ、そここのところについて御意見をいただければというふうに思います。

以上です。

○飯塚座長　じゃあ、お願いできますか。はい。お願いします。

○金子次長　規制庁の次長の金子でございます。御指摘ありがとうございます。

まず、1点目の能力の欠如、あるいは組織的な対応がしっかり、周りのサポートができるのかという意味での仕事のやり方の根幹に関わるような根深い問題が、この案件の裏に潜んでいるのではないかという問題意識については、私も共有をするものでございます。本件から必ずしも出てきているものではありませんけど、もともと、私どもの組織ができ

たときには、福島第一原子力発電所の事故の反省の一つが規制当局の専門性の欠如ということでありましたし、それを受けて、先ほども説明がありましたけれども、専門性を上げるための研修の体系であるとか、いろいろなカリキュラムを用意するというようなことを形としてはやっています。

仕事は、その専門性だけではなくて、いろいろな仕事をこなしていくための能力、これは誰に聞けば分かるんだろうかというようなことも含めて、亀井先生の御指摘の組織的対応がしっかりできるのかどうかというの、まあ能力の一つなんだろうと思いますし、一方で横の連携の弱さ、つながりの弱さというのがアンケートで出てきていることも我々は受け止めて、少しずつ改善の活動を、先ほどの御紹介の中にも少しありましたけれども、やっていますところではあります。

ただ、それが、じゃあ、その根深さを全部解消できているのかと言われれば、そうでない状態であるのは、そのとおりでと思っています。したがって、まだこれから継続をすること、それから、さらに強化をすること、そういうことで専門性の話、組織的な横のつながりの話というのを、より網目のように張りめぐらせていけるような取組をしていくというのが、まさに我々がやらなきゃいけないことですし、御指摘に対するお答えを継続していくということなのかなというふうには受け止めております。

それから、全く実は同じような観点で評価の仕方、あるいは、それを改善にどうつなげていくのかということについても考え直さなきゃいけない。これはまた、ちょっと後の議題にも出てまいりますけれども、どういう、この形式的に我々が自己評価をして、それを委員会に見ていただいて、委員会からコメントをいただいて、それをフィードバックするというだけではなくて、もっと事業、事業、それから取り組んでいる施策、施策の中で、自分たちが状況をきちんと認識をして、それについて、こういうことはもうちょっとやったらいいんじゃないかという小さな、というふうに亀井先生も御発言いただきましたけれども、小さなサイクルを回しながら、全体としては、やはり大きな見直しの体系をつくって、その中に埋め込んでいって実を挙げていくというような形に、我々の政策評価の体系そのものも、もう一回作り込みをし直す必要があるのだろうというふうには思っております。

また、ちょっと次の次の議題のところ、ぜひ具体的に、どういう方向にしたらいいかということは御議論させていただければと思っております。

○飯塚座長 いいですか。

○亀井委員 一つだけ、ちょっと。

ありがとうございます。まさに、今の実は一つ目と二つ目は、私はかなり密接につながっている話だと思っていて、その原子力そのものに関する、あるいは原子力規制そのものに対する実務的な、あるいは、その学術的な知見を高めていくことであると同時に、いかに、その新しいものであるとか、今まで見たことがないものに対して、きちんと対応することができるか、組織的に対応することができるかというところが問われているんだと思ってまして、それが一つ目の話であり、二つ目の話にも通じる話だと思えますので、ぜひ、そこはしっかり進めていただければと思います。後ほどの議事にも関係するところですので、そこでまた発言させていただくかもしれませんが、ぜひしっかり進めていただくように、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

じゃあ、城山委員、お願いいたします。

○城山委員 はい、ありがとうございます。

一つ目は、先ほどの話を蒸し返すつもりも必ずしもないんですけども、その政策判断と基準適合性に関する科学的判断という二分法は相当リスクリーなので、ちょっと慎重に考えたほうがいだろうなということです。つまり、これは、この懇談会の中でも、私、最初の頃に結構言わせていただいたんですけども、科学的な判断の独立性ということを中心に強調されているわけですが、他方で、この原子力安全規制というのは、リスク評価だけじゃなくてリスク管理もやるわけですね。この評価と管理という分け方については、若干、ちょっと詰めていくと、いろいろ詰めなきゃいけないんですけども、つまり、その食品安全委員会なんかと違って、評価だけじゃなくて管理もやりますと、どこで線引きをしますかという判断をするので、このある種の政策判断なわけですね。

つまり、政策判断、裁量のレベルって、いろんなレベルであるので、どこまでが政策判断で、あとは違いますよということではなくて、いろんなレベルの政策判断はあって、恐らく、原子力規制委員会というのもある種の政策判断をしなきゃいけない組織なわけですね。そうすると、政策判断のどこで線引きをするかという話なので、何が政策判断か、そうじゃないかという形で自分の所掌がどうかという議論をしてしまうと、相当双方にとっ

てリスクな話なんだろうと思います。

他方、例えば、どこがやるかは別として、その事業推進担当官庁がやるかどうかは別として、例えば、60年とか40年というような期間を延長しても大丈夫かどうかという議論をしようと思ったら、まさにこれは、先ほどのEvidence Based Policy Makingじゃないですけど、そのためのエビデンスというのは、当然、必要になってくるわけですね。そういう意味ですと、科学的根拠というのは、別にこの規制機関だけじゃなくて、ほかのところも当然必要になってくるという意味においても、政策判断と科学的根拠というのは、ある種のいろんな組合せのセットがあるのであって、どっちかという話にしないほうがいいという、ちょっとそこは、何かいろんなところにもインプリケーションを持ち得るので、少し注意していただきたいというのが1点目のコメントです。

ちょっと2点目は、かなり形式的なところでもあるんですけども、これは事前に御説明いただいたときにも、若干違和感を申し上げたんですが、資料でいうと5ページ目のところに全体の整理がありますよね。これの、その一番下のところですね、個別目標の評価のうち定性指標と異なる数というので、例えば、その一番上のIであれば、そのS6と書いてあるんですけども、この定性指標って何かというと、多分、一番上の定性指標を念頭に置かれているんだと思うんですが、これって大項目の話なんですね、施策単位で定性評価をしている場合と定量評価をしている場合があって、そこの数の話を見ているんですが、いわゆる小項目というか、その評価の観点というところも定性指標だという書き方を、その資料2-1なんかではしているんですよ。そうすると、ちょっとこの書き方は、かなりミスリーディングになるおそれがあるので、恐らくちゃんと書こうとすると、今、一番上の定性・定量指標の評価というのは、多分、これは施策に関する定性・定量指標なんですよ。これは施策という単位は、施策目標ともまた違う整理をされているので、ちょっとそこを明確にしたほうがいいだろうなと思います。

他方、一番下の個別目標というのは、個別目標、実は定性指標だという形で資料の2-1には書いてあるので、正確に言うと、個別目標に関する定性指標のうち、施策に関する定性指標と異なる数というのを多分括弧の中で書いているので、説明の仕方をきちっと書いていただかないと、これだけを見ると、かなり混乱するなというのが一つです。

それからもう一つの、これも形式的と言えれば形式的なんですけども、要するに、この自己評価というのが主体は誰かというので、原子力規制庁なんですか、原子力規制委員会な

んですかというのがよく分からないところがあります。

例えばこれ、3ページ目にちょっと戻っていただきたいんですが、これ、ここの作成主体は原子力規制庁として政策評価の概要をまとめていますと。ただ、その下に行くと、例えば4ページに行くと、この規制委員会の政策体系とその評価活動という話なので、多分、規制委員会全体の話として書いていると。規制委員会全体の話規制庁の観点で整理しているという感じになるのかなと思うんですね。

これ、先ほどもあった、規制庁として自己評価をして、これ、その個別の話になると、規制庁として自己評価をして、規制委員会が、その指摘をするという構造になっているんですけども、規制庁が自己評価をするのもいいとしても、その規制委員会は、これを指摘をするという外在的な関与ではなくて、本来これ、規制委員会としての自己評価であれば、それも指摘ではなくて自己評価を規制委員会としてもやって、それを突き合わせて、最終的な物をつくりましたという話なんだと思うんですね。そういう意味でいうと、規制庁のほうが自己評価で、規制委員会が指摘という書き方をしているのも、若干ちょっと私は違和感があって、多分、透明性を高めるという意味においては、それぞれ意見があるということはいいことだと思いますが、その規制委員会も、ある種の自己評価をする一環として指摘をして、最終的に規制委員会としての自己評価を固めたということなのかなと思うので、だとすると、その関係は、何か、もうちょっと明確にさせていただいたほうがいいのかなという気がしましたというのが、その形式論の2点目です。

それから、3点目もある種、この形式論なんですが、この8ページ目ですかね、先ほど来、議論になっている、その行政庁とのやり取りに関してきちっと残すことにしましたというのは、令和5年度の取組に書いてあっていいんですけども、その上のところの、その規制委員会による主な指摘で、透明性の向上について努力すべきというのは、何か、これは逆に言うと、その透明性の向上について課題があったというのが、本来、自己評価なんだろうなと思います。

これ、その評価のためのいろんなマトリックスを見ると、透明性というのはあるんですけども、個別のその具体的な小目標に落とし込んでいくと、あまりに具体化されているので、その透明性の一般を受けたような項目はないんですよ。なので、何か透明性の個別項目には全く違反してなくて問題はないんですけども、今後の努力として、今後、改善するようにしましたという感じに読めるんですけども、恐らく、評価という観点で言うと、大き

な項目として透明性の向上となったときに、少なくとも、やっぱり透明性の観点で今回のやり取りには問題があったんだという自己認識だとすると、何か、それは評価としてきちっと書くべきなんだと思うんですね。

この面談についての対応を評価書に書くというのは何を意味するかなんですけども、むしろ、その個別項目にはきちとなかったとしても、やり取りの中で、最終的にそれが適切かどうかというのは、先ほど来議論があったところだと思いますけれども、その、きちっと残すべきだという点において、何か、その自己評価的に反省すべき点があったなという書き方を、個別項目に必ずしも対応しなくても、やっぱり本来はしておくべきなのかなと。これだけだと、今後に向けて、これを改善をしましたよということだけを評価書に書くというふうに読めてしまうので、それが適切なかどうかという観点で、ちょっと問題があるかなという気がしました。

若干、表現に関わる点で恐縮ですが、以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

規制庁、金子さん、お願いします。

○金子次長 次長の金子でございます。

最初に御指摘いただいた、政策判断のところは、我々としての政策というのと、先ほど長官が御説明した推進をするための政策というのは当然違う方向を向いており、ある意味、ねじれの位置というか、交わることのないものだ我々は思っています。

その意味で、我々が安全規制をやる上での政策判断といいたいまいしょうか、例えば、その科学的な追及をどこまでするのかとか、どのレベルだったらよしとするのかというものは、当然あるということだと思います。そういうところは、ちょっと言葉の使い方の問題なのかもしれませんけれども、その我々の持っている政策判断の範囲は、当然、我々が責任を持ってやりますけれども、結局、先ほどの長官の言葉を借りれば、運転期間の予定というよりは枠取りみたいな形のを、推進政策としては考えたいけれども、それが安全性の観点から、そもそも容認できるのかどうかというのは、別の政策の判断としてきちんとやらなきゃいけないというのが我々の責任だと思っていますので、そういう意味では、体系として、確かに二つに分かれていることが分かりにくい、あるいは心配になるというのは理解をいたしますけれども、我々としては、きちんとした安全を確保するための政策判断であり、仕組みはできているのかなというのが今の認識ではございます。これはまた、運

用してみてどうなるのかということとは将来にあると思いますけれども、そこはぜひ見ていただきながら、また御批判があれば、いただければと思っております。

それから、少し表現の仕方や整理の仕方について、御指摘をいただきました。最初にいただいた表の中の括弧書きという位置づけの理解については、城山先生の御指摘のとおりだと思いますので、次に何か資料で使うときには、これがきちんと明確に分かるように修正をしておきたいと思っております。

それから、規制庁と規制委員会、主体が誰で、自己評価の「自己」というのは誰なのかということがございました。これも御指摘のとおり、委員会に我々が庁としての自己評価を御提示したものを、規制委員会の議論の中で了解をしていただくプロセスになっています。了解をするということは、結局、規制委員会として自己評価をやっているということだと理解をしていますので、そのような位置づけだという認識は、多分、共有できると思いますが、それをどう、ちゃんと表現しておくかということについては、もうちょっと、その位置づけが分かるようにしておきたいというふうに思います。

それから、透明性についての課題があったんだということの受け止めに明確に記しておくべきということについても、そのとおりだと思います。字の上では、透明性の向上について努力すべきということだけが書いてありますけれども、認識として、城山先生のおっしゃられたような、そういうところにまだまだ課題がある点はあるねと、具体的に今回のことでいえば、推進側の行政機関との面談の記録みたいなことではありますけれども、それ以外にも、何か潜んでいるものがないかを気をつけながら改善をしていかなきゃいけないという意味での課題が残っているだろうという意味で、努力しなきゃいけないということが指摘されていると理解していますので、そこについても、そういう理解であるということがしっかり分かるように、課題の存在というのが明確になるようには記述を気をつけていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○飯塚座長 城山先生、よろしいですか。

○城山委員 若干だけ、最初の点でなんですけれども、要するに、だとすると、表現の問題はいずれにしても残ると思うんですけれども、自主的なお話だとすると、要するに、その一定年限で、その運転をやめるという話にしなくて、その後、その一定期間ごと、10年でしたよね、その延長計画というのを作って、それを検査する、チェックすることが求

められるわけですが、それが、まさにそのテクニカルにきちっとできるのかどうかというところの判断というのは、多分、まさに規制委員会に求められるということだと思わんですが、そこは、そのテクニカルに可能であるという判断をするだけの根拠は十分、まさに、そのサイエンティフィックにあったという、あるいは、そういう情報がきちっと入ってくるというところはそれなりの判断をしたという、そういう理解でよろしいわけでしょうかね。

○片山長官 長官の片山でございます。

そこは、まさしくそうでございます。まず、今、日本の原子力発電所で一番古いものというのが、もうすぐ50年になるので、これから50年目の評価を受けることになります。そういうものをしっかりと科学的、技術的に基準への適合性を確認できるのかという点については、50年目については、できるというのが規制委員会のまず判断でございます。

じゃあ、60年を超えた以降というのはどうなのかといったときにも、基本的には、これまでやってきた基準の枠組みというのが適用できるだろうというのが規制委員会の判断になっていまして、ただ、よく御指摘があるのは、実際に、じゃあ60年を超えて運転した原発は世界にあるのかという御指摘がよくありますけど、それはございません。これから年数がたつことによって、新たなデータなり何なりというのが集まってまいります。そういうものを使いながら、じゃあ、60年目の評価、今の仕組みでできると思っていたのができないかもしれない。そういう新たな知見というのは、これ、今、世界中の規制機関で、こういう高経年化した原子炉の規制というのは、共通課題になっていきますので、そういうネットワークなどを通じて情報を集めて、足らざるところがないのかというのを常にやるというのが、それは我々の仕事だと、責務だというふうに思っております。

ただ、基本的に、今我々が持っている科学的・技術的なやり方でできるだろうというのが規制委員会の判断になっているということだと思っております。

○飯塚座長 ありがとうございます。

よろしいですね。

基本的には、どこかで何か初めてのことがあるわけで、それは完全に実証されているわけじゃないんですね。確率論的、もしくは因果関係の一部不明確な状況で、何らかの判断をしなきゃいけないという難しさの中で、どうしていくかですね。そうすると、どのくらいもつかということに関するある種の根拠、劣化に関することだと思いますけれども、

それを中に入れておかないと、科学的といえないかもしれないですね。それは10年がいいか、もっと短いほうがいいか、60年を超えたらもっと短くすべきかもしれませんね。その辺のことを見ながらやっていくというのが、多分、長官のお話かなというふうに理解いたしました。

じゃあ、本件、このぐらいにしましょう。

大屋委員、どうぞお願いします。

○大屋委員 大屋でございます。

私自身は、何年も続けて運転したいというのは、先方の希望があるかもしれないけれども、あくまで基準適合性を判断するのは原子力規制委員会なんだと。だから、10年目でも基準に達しなければ止めるし、70年たっていても基準を満たしているんだったら運転させてよいだろうという長官のお話には一応納得はしています。それはそれで、筋論としてはそうだと思います。

ただ、ある意味で、それはこれまで以上に、やはり原子力規制委員会の科学性とか専門性というのは極めて重要になってきたということであろうと思いますし、非常に言い方が悪いんだけど、例えば、9年目の車検というのは、まあ、もうあと2年もてばいいだろうみたいな感じでやるほうもやるところがある。これまでのところ、50年目というのがそうだったかもしれないんだけど、それが通じなくなりますよと、クラシックカーとしてずっと大事にするかもしれないということを前提に車検していかなきゃいけないということになると、ある種やっぱり、その、維持すべきのり代の幅というのは変わってくるはずだと思うので、その点については、やはり重要な問題として受け止めていただきたいというふうに思っております。

それはそれで、もういいとして、私からは1点お伺いしたいことがあって、それは施策目標のⅡとⅢで、B評価が出てきたわけですね。このうち、Ⅱの一つ目の矢羽根かな、これは学会のほうの検討が遅れたから、ある種、その規制庁側としてはどうしようもなかったということでもいいんだと、基本的にいいんだと思うんですけども、それ以外について、やってみたところ、意外に、事前の想定以上に、その問題が発生したので遅れましたという話なのか、そうではなくて、やれるんだけど、目処は立っているんだけど、例えば、職員のライフワークバランスのことを考えて、無理押ししないということを考えるとこうなりましたということなのか。基本的には後者のほうの性格が強いのだろうなと思って伺っ

たんですが、そういう理解で間違っていないのかということだけをお伺いしたいと思います。

以上です。

○金子次長 はい、よろしいですか。

○飯塚座長 金子さん、お願いします。

○金子次長 次長の金子から、すみません、お答えいたします。

多分、ゼロイチで一つの要因ということになるわけではもちろんないのですが、大屋先生のおっしゃるように、我々も当然リソースに限りがある中で仕事をしているので、多くの解決しなきゃいけない課題が分かっている中で、どれを優先するかというのは、いつも考えながら仕事をしています。その優先順位を、例えば進め方として、次はこれを検討しますということを委員会にお諮りして、進め方を了承いただきながら仕事を進める。その中で、本来、先にやらなきゃいけないものが後送りにならないようにしようとかというチェックを働かせるというような形にしているわけですが、そういう意味では、大屋先生のおっしゃるように、どれを次にやりますかということ、リソースのバランスの関係から選択をしているというのが一番大きな要因になっているというのは、そのとおりだと思います。

○飯塚座長 大屋先生、よろしいですか。

○大屋委員 はい、結構です。

○飯塚座長 市村さんから、どうぞお願いします。

○市村技監 規制技監の市村です。

今、この問題については金子次長の御指摘のとおりではあるんですけども、もう一つの要因は、これは自己分析から出てきた様々な技術的要素というのは、かなりその深い知見というか、相当厳しいことを想定した難しい知見でありますので、これを実施しようとすると、事業者との通常の審査、場合によってはそれ以上の深い技術的な議論をしないと成立をしないと、その解決策が見いだせないというところがございます。そういう意味では、我々に負荷がかかるだけではなくて、事業者に対しても、この議論を吹かけるといことは相当の負荷をかけることになります。もちろん、だからと言って避けて通れるわけではないんですけども、そこを解決しないと、お互いに、その物すごい負荷がかかり続けますので、そういう整理も必要であると、そういうものも要因の一つであるということはあると思います。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

私から、よろしいですかね、二つお聞きしたいんですけど。

全般をバーッと見たときに、普通の意味で、その自己評価といいますかね、あるいは目的達成向上がどのように上がっているかということについて、PDCAを回すとか言っていますけども、そういう関係から言うと、それなりにできているなど思うんですけども、そのPDCAを回すということの質を高めることをしたいなという感じはいたします。まあ、語ると長くなっちゃうんでやめておきますけども、まず、目標値を決めたときに、定性・定量とか言っていますけども、先ほど、城山委員から御指摘があった定性・定量だけじゃなくて、実は、狙っているところとその実現手段との関係ですね、その2×2の構造になっている、定性・定量というよりも、むしろ、その目標と目標達成手段をどう使い分けているか、どっちの指標なのかと、この関係をきちんとすること、こっちが重要だなというふうに思っております。また、その目標レベルが妥当だったのかも重要ですね。これは環境の変化もありますし、上位の目標もありますし、それから、本当に実現可能なリソースを持っていたのかということもあたりするわけですね。そんなことをちゃんと振り返ってほしいなと思います。

それから、できなかったというのがあったんですが、それもできなかった理由があるじゃないですか。ほかにもっと重要なことがあるとか、状況が変わったからそんなことはしなくてもいいんだというふうに思ったというのもありますよね。要するに、何かをしたいと思って実施事項に展開しているときに、展開には、その目標そのものを分解するものもあれば、目標達成手段に展開するものもあれば、もしくは、誰がやるか担当に展開するものもあれば、いつまでにという達成時期を決めたりすると、いろいろあるわけで、それをどこがどう狂ってきているのかということをも明らかにしたいですね。それが当初の思惑と何が違ってきちゃったのか、それは仕方がないことなのか、あるいは計画を修正しながら進んできた、上手に対応してきたのか、そんなことまで、この自己評価の中に書かれるとうれしい、そんなことをやっている行政庁はほかにもないかもしれませんが、レベルを上げたいなという感じがします。普通は、こういう目標で、結果はこうでしたというのがあって、全部で点数は何ぼですとやるんですけども、そんなものじゃないだろうという感じはしているわけでございます。

そのときに、自分たちで難しいことがどれだけあると認識していたと書かれているとよ

いですよ。今日たくさん議論できましたけども、まだ意味がよく分かってないとか、基準そのものについて本当に大事なのかどうか分からないけども、様子見ながらやっていくような感じのものがあったりしますし、それはさっき言いましたように確率論的なものとか、因果関係がよく分かってないとかあるかもしれないわけですね。

それから、これだけのことをやったときの効果そのものが、いつ頃、どのくらい出るかに関しても明確じゃないけども、多分、これだろうと思ってやっていることはあるわけじゃないですか。そんなものに関して、それが外れたり、うまくいってないときに、これでいいのかどうかということ判断しながら進めるなど、そういうふうな回し方みたいなのはあるわけで、そんなことを検討していただけると、もっとほかに範を垂れるようなすばらしい自己評価になるかなという期待が少しございます。

もう1点は、アンケートの結果のほうの、特に30代の方たちの残業かな、結構仕事の負荷が高いことがちょっと懸念というか、心配になっていまして、残業だけでいいかどうか分からないけども、仕事の内容、何をやっているのかということについて、それなりに分析されているのかもしれないけども、きちんと分析したほうがいいと思います。普通は無駄なことをやっているとか、もしくは手戻りがあるとか、様々な調整業務があるとか、それから、ある条件からアウトカムを出さなきゃいけないときに、そのロジックがよく分かってない状況とか、参照しなきゃいけない情報があったときに、それになかなか到達できないとかというのがあったりするわけですね。一部について、そのインフラを整えて機械化するとか、別に専門的な人を置いておいて支援するとか、いろいろ手があるわけだけれども、そういうような分析をされたほうがいいと思います。その年代の方たちの、そのモチベーションを上げるといいますかね、先ほど専門性の話が出てきましたけども、そんなことを進めていくためにも、何とか考えたいなという感じがしました。

私からは以上2点でございます。

○片山長官 長官の片山でございます。

PDCAサイクルの高度化ということは重い宿題なんですけれども、なかなか、毎年、毎年このこういうプロセスで書くというのは、なかなか難しいなというような感じのところも思っています。何といいますか、網羅的にやるというよりも、トピック的に、例えば、こういうテーマについて、過去何年間かやってみたけれども、うまくいかないの、こういうふうに見直しましたみたいな、実際、そういうことをやっています。そういったようなも

のを、こういうプロセスの中に位置づけていくというのも一つのやり方かなと、いや、お話を聞きながら思っていたんですけども、ちょっと、どういう工夫ができるのかというのは、引き続き考えていきたいというふうに思います。

それから、二つ目の点でございますけれども、恐らく30代というと、役所に入って10年ぐらいたって、新卒で入った場合ですね、大分周囲のことも見えるようになってきたような年代でございますので、ある種、一番働き盛りというか、恐らくこき使われる世代だと、我が身に照らして思っても、そういう世代だなとは思っています。

恐らく、そういう中で、じゃあ、自分の将来のキャリアパスって、どういうふうに考えりゃいいんだろうというような悩みを持ち始めるでしょうし、そういう意味で、我々、いろんな取組、24ページだったか、25ページぐらいにまとめてありますけれども、そういう世代のことも意識をしながら、きめ細かく組織としてフォローできるような取組というのをやり始めているところです。

これの効果というのが、効果がいつ出てくるんだって、それは困るというふうにおっしゃったとおりでございますので、こういうことをやりながら、少し効果を継続的に測定をしていって、うまくいってなければ、また新たな改善策を考えていくという、たしかそういうプロセスに乗せなきゃいけないテーマだとは思っております。

○飯塚座長 どうもありがとうございます。

先ほどもPDCAの話でケーススタディみたいなことを、これは普通の一般的な民間の会社でも、全般でワラってやるよりは、典型的なもの、代表的なものについて、どうすればよかったのかということを検討してみて、“のようなこと”をほかでもやるんだよという形の敷衍化をする方向ですね、そんなことをやっているところがございますので、面白い方法かもしれません。

最初の議題に関して、どうぞ。

○町委員 もう1点だけ、もう1個、これも大きな動きだったと思います。福島第一原発の処理水の放出に関して、これ、ちょっと短く、ごめんなさい、長くならないように気をつけますけれども、これも処理水は、敷地内のタンクがいっぱいになるというのが、もうずっと言われてきました。いっぱいになるので、あと、しかも、ほかの建物をつくる場所も必要だという、でも、これは事故を起こした、本当に東京電力側の都合であり、福島県民の方たちのせいでは全くない中、やっぱり地元の理解なしに放出しないというふうには言

っていて、これは、別に原子力規制庁とか規制委員会じゃなくて、政府が、政治が言っていたんですけれども、これに関して、一応、その処理水を放出する設備の安全基準は満たしていると、IAEAも視察して、これも基準を満たしているということでしたのが、これ、ニュースで流れています。ただ、これは日本放出の方針の推奨するものではないということはIAEAの事務局長はくぎを刺しています。

でも、やっぱり、これを言ったのを受けて、原子力規制庁、規制委員会、どうするのかなと思ったこと1点が、放出が終わるまで1FにIAEAはとどまるということが発言されました。今現在、推進側の西村大臣は福島に入って、この処理水に関しての説明をしたりしています。もちろん、原子力規制庁としても、地元への説明はしていると、これまでも重ねて説明はしてきているということは、年次報告とかも見て、ちゃんと訪問の記録は残っているので、承知しているんですけれども、これも1年、2年で終わる放出ではないので、これもまた、今も汚染水自体が90トンぐらい出ているわけで、ずっと出続けるものを、ずっと排出し続けるということ、どうやって規制側は安全を担保していく、これも、だから未知のことだと思います。これだけの量のものを、希釈したとしても、海に流すということの安全性は一体どうなるのかというところを、やっぱり規制側がどういうふうに、これから関わっていくのかということ。

あと、もう1点、さっき片山長官が、60年を超えた原発に関する、これから安全なのかの新しい知見はこれから日本が得ていくという、これは世界に、恐らく得たら発信していくんだと思うんですが、これ、トリチウムに関して、私、ずっと気になっていたんですけど、これ、トリチウムを除去できる技術は、近畿大学と東洋アルミが共同開発して、2018年にこれ、もう記者発表もして、発表されていて、何か、この情報がずっとスルーされていることが気になっていて、トリチウムは排除できない、問題ないということで、含まれたまま排出するということなんですが、ここら辺は安全性を担保する規制庁、規制委員会としては、この技術に関しては進んで取り上げて、開発して進めていくという視点はあってもいいのかなと思うんですけれども、このまま、トリチウムは含まれたまま排出されるんだとは思いますが、この辺り、どうでしょうか。出てきたものを審査するだけではなくて、新しい技術をここに導入していくというところの役割もあるかと思うんですが、この廃炉について、お願いします、処理水と、お願いします。

○金子次長 次長の金子から、御指摘ありがとうございます。

まず、ALPS処理水、海洋放出については、これは初代の田中俊一委員長の頃から、なかなか、その処理をして、全く無害なものにするという意味での処理というのはなかなか難しい中で、先ほど、町先生からも御指摘があったように、廃炉を進めるための活動は、リスクを全体として下げるためにどうしても必要になってくるので、そういう放出をしてタンクを減らすというような対応をしなきゃいけないという方針は、規制委員会としてはずっと発信をし続けてはおりました。それがあつた意味、どういう形かは別にして、政府の方針になり、安全性を担保した形であれば、環境と人には問題ない形でできるだろうということで、今のALPSの性能からしても、トリチウム以外のものについては、心配をするようなレベルにはならないし、トリチウムは除去できないとしても、薄めて出すという形で、技術的には可能であるというようなスタンスをずっと取り続けてはおります。

その中で、当然、それがちゃんとできるのかどうかというのは、我々、規制の中で検証していかなければいけませんので、今日の司会をしている竹内の前職は福島第一の室長でしたけれども、彼が躍起になって中身をきちんと確認してくれておりましたので、そこについては心配をしているものではございません。

トリチウムも、どのように皆さんに理解していただくかというのは、なかなか難しいところがありますけれども、タンクの量は非常に多く、1,000基以上のものが今ある。ボリュームも非常に大きいということにはなっていますが、今あそこにたまっているトリチウムの総量というのは、以前、例えば、六ヶ所の再処理施設が試験操業したときに、1年で出した量とほぼ同じぐらいの総量のレベルなんです。したがって、桁で言うとそれぐらいのものを、今で言うと20年以上かけて、30年、40年かけて出しますぐらいの形になっているので、普通の原子力発電所の操業と基本的には同じぐらいの影響というものを念頭に置きながらやるということですので、そこについては、より皆さんに御迷惑がないように、あるいは心配をかけないようにという配慮が、これは安全規制というよりも、政策として、そういう判断をしてやられているというふうに理解をしています。

2点目の御質問がありましたトリチウムの除去技術、これは我々も見ておりますし、そういうものが実際に使えるレベルの、効率であり、その処理量であり、というものに高まってくれば、当然そういうことは、東電が考えるということを促すことも我々はあると思います。今、どういう技術がいいのかというのを、規制側がある程度選択をするというのは、あまりよくないといひましようか、どうして、その技術を使わなきゃいけないのかと

いう、今度は説明責任が我々に当然発生しますけれども、そういうことをやるのが我々の仕事なのかという問題が当然、疑問としては我々も持っています。ただ、政府全体としては、トリチウムの除去技術も継続的には研究していると聞いていますので、それがおっしゃられたような形で使えるようなものになるとときには、どういうふうに我々もそれを受け止めて、安全規制の中で認めていくのかというのは、よく考える必要があるかなというふうには思っています。

○飯塚座長 よろしいですか。

じゃあ、次の議題に移りたいというふうに思います。

続きまして、規制の新設又は改廃を目的とする政策に係る評価について、御説明をお願いいたします。

○竹内参事官 規制庁、竹内から、資料3を御覧いただければと思います。通しページとしては74ページでございます。

こちらにつきましては、中身は御説明いたしません、概要だけ口頭で御説明いたします。

今回、対象としておりますのは二つございまして、事後評価、一つ目の事後評価でございますけれども、この(1)にございますように、この検査制度の見直し、それから、放射性同位元素の防護措置の義務化等とありますけど、法律としては、放射性同位元素の障害防止に関する法律が対象でございまして、この内容といたしましては、RI法と呼んでいるんですけれども、そこで出てきた廃棄物を、原子炉等規制法のほうで廃棄物として扱うということを可能にしたというものでございます。こちらにつきましては、まだ適用した事例はございませんけれども、今後、そういったものが出てきたときに、合理的に廃棄が可能となるということで、必要な改正であったという評価をしてございます。

二つ目の規制の事前評価ですけれども、これは、先ほど来、こちらが御説明しております高経年化した原子炉の運転期間に関する規定を削除したということで、こちらにつきましても、原子炉等規制法が40年、あと20年延長というところで、それが撤廃されることによりまして、それによる高経年化した原子炉に対する規制というのは担保することが必要になってくるということで、こちらに対しても必要な改正であったという評価をしております。

簡単ですが、以上でございます。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明資料に関しまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。ございますか。質問はよろしいですか。

城山先生、大屋先生、よろしゅうございますか。よろしいですか。

それじゃ、本件はこのぐらいにしまして、最後に、原子力規制委員会における政策評価の全体像についての御説明をお願いいたします。

○竹内参事官 はい、規制庁、竹内から、資料4について御説明いたします。

通し番号としては103ページからになります。

このペーパーにつきましては、1ポツの趣旨にございますように、本年3月28日に、先ほど亀井委員からもございましたけれども、政策評価に関する基本方針というのが変更されて、政策効果の把握・分析機能を強化するため、政策の特性に応じた評価が可能となるような評価方式に見直すということと、評価作業において、有益な情報を意思決定に活用するといったことが変更の概要ということでございます。

このペーパーにつきましては、次期中期目標、計画、中期目標の期間が令和7年以降になりますので、それに当たって、見直し時期というのを念頭に、今後の評価の在り方というのを検討しなければならないであろうということで、今の現状とこの評価の見直しに照らして、我々の考え、規制庁としての評価の状況を整理したという紙でございまして、これで何か決めるというものではございませんで、今後のその見直しに当たって、我々の捉えているということに対して御意見をいただければなという趣旨でございます。

この2ポツから、通し105ページの4ポツにかけて、ここの記載は、今の政策評価の取組ということを整理した形でございますので、中身は御説明いたしませんけれども、規制委員会の評価のポイントを申し上げますと、104ページの3ポツにありますように、規制委員会の評価というのは、まあ定量指標の設定というのは一部にとどまっておりますけれども、定性的に評価するのは適している政策が多いということ、それから、4ポツの下のほうにありますけれども、規制委員会は、IAEAの安全要件、GSR Part2マネジメントシステム、こういったものを参照して、これまで構築してきて、改善を重ねたものであるということろを特徴として掲げております。

105ページの5ポツに入りますけれども、ここで今回の見直しで、基本方針の見直しに掲げているのは、この「政策評価」というのは、本来の政策立案過程で自然に行われるもの

であり、そうした「政策評価」こそ、「意思決定に使える評価」であるという認識の下、画一的な、統一的な制度運用を改め、各府省の設計の自由度を高めるということがまず示されているということで、こういった考え方に照らして、規制委員会における、その政策立案過程における「政策評価」というものの特徴としては、106ページ以降ですね、(1)から109ページにかけて(12)まで掲げておるものが、まさにそれに該当するものであるというように整理をしております。

例えば、106ページの(2)にあります炉安審であるとか、燃安審での助言をいただく仕組みでありますとか、あと、(4)の規制活動の国際的なレビューということで、条約締約国に報告するのと、あと、レビューを受けるといったような、まさに評価の仕組みがあるということ、それから、107ページの(6)にありますように、先ほども御説明しましたけれども、審査の継続的な改善ということで、日々の発生する審査の中で出てきた課題等につきましては、委員会のほうに報告してチェックを受けていると、問題、課題があれば改善策を取りまとめるといったプロセスが存在しているといったようなこと、それから、(7)につきましても、最新の知見等を踏まえた規制への反映といった枠組みもございます。このような仕組みを通じていることが、今回のその見直しに照らした評価に当たるのではないかという捉え方をしております。

109ページの6ポツですけれども、今後の政策評価の実施についてということで、こちらにつきましては、今、現状はこうでありますけれども、先ほど申しました5ポツに掲げるようなものを、今後のその政策評価の基本計画にどのように位置づけていくか、検討することが必要であるというような結論でございます。

これに関しまして、藤田委員からも、コメントをいただいております、112ページの2ポツのところにコメントをいただいておりますけれども、ポイントを申し上げますと、この文章は、今のまんまでいいんだというような捉え方をされているということでございますが、今申し上げましたとおり、今後、どのような捉え方をしていくのかというのは、今日、本日、委員の皆様から御意見をいただきながら、検討をしていきたいという位置づけでこの資料をご用意をしたものでございます。

説明は以上でございます。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

また、例によって、非常に一般的な質問が藤田委員から、何か言えというふうに言って

いただいていますけども、それとも、ここで議論してからのほうがよろしいですかね。

○片山長官 長官の片山でございます。

むしろ、いろいろと御意見をいただければというふうに思っています、ちょっと我々も、どういうふうに捉えればいいんだろう、我々が今やっている活動に具体的にどう反映させるのが一番この趣旨にかなうということなのかというところを、やや、ちょっとつかみかねているようなところもあって、したがって、何か今がいいと言い訳しているだけの紙じゃないかと、おっしゃるとおりと言うと、ちょっと長官として問題かもしれませんけれども、正直、いろいろと御意見をいただければ、我々もそれを参考にしながら、さらに考えていきたいというのが、正直、今の現状でございます。

○飯塚座長 分かりました。それでは、委員の方からいろいろ意見、提案、質問があっても結構ですけども、あったらお願いいたします。

では、亀井委員、どうぞ。

○亀井委員 御説明ありがとうございました。また、御指名ありがとうございます。亀井です。

これ、何か、その具体的な提案として言うのと、ややもすると、これ、やっぱりマネジメントシステム、マネジメントレビューに基づく何かレビューになってしまっているの、やっぱり大きいところからやっていくという評価体系になってしまっているの、どうしてもある種、何というか、現場からすると防御的になりがちになるというところがあって、そこを、いや、やっぱり現場発で、先ほど飯塚先生からもお話がありましたけれども、もうちょっと、その何だろう、もう一歩先に行けないかというところは結構大事なところで、そのためには、実は私、私もこれ、透明性と実は相反するんじゃないかなというのは、ほかの役所とやってて気になっているところで、つまり、いきなり公開の場に持ってくると、それはやっぱり、なかなか、その具体的にこんなことを試しにやってみようと思うんですが、じゃあやってみたらということがなかなか言いにくいというところがあって、ここら辺は、原子力規制委員会、あるいは原子力規制庁の場合は、その透明性というところの原則があるがゆえに、何か、これを試しにやってみようと思うんだけど、これは私の私見なんです、私のプライベートな意見なんです、まだ、組織的にはオーソライズ受けてないんですがというようなことをなかなか言いにくいというところがあって、そこら辺も含めて、何かどういうふうな場をつくり、あるいは、その、何というか、先ほど、小

さくくるくる回すというお話を申し上げたんですが、場を、どうやって小さな場をつくり、場合によったらそこで、少しこういうことをやってみようかと、じゃあやってみようかというような、ある種のその挑戦を促すような場というものも必要になってくるんじゃないかなというふうには思います。

そう考えると、その大きな体系としては、それはそれでいいのかもしれないけれども、もう少し工夫はできるところはあるし、あるいは、さらに言えば、先ほど、その評価、委員会からの指摘、令和5年の取組という書き方がされていて、これは主語がよく分からんという城山先生からの御指摘も、私も、全くそのとおりだと思うんですけども、これに加えて、何か、この行間が読みにくいんですよね。何が改善なのかとか、何を改善したいと思ったのかとか、何が、実は、いや、実は難易度が高かったのか、実は資源がなかったのか、現場に無理をかけるからやめたのかというところの行間が非常に読みにくい形の体裁になっていて、逆に、だからこそ書きやすいのかもしれないんですが、ここら辺の在り方については少し見直しの余地があるのかなというふうには思いました。

以上、すみません、コメントまで。

○飯塚座長 ありがとうございます。

ほかにありますか。先ほど、城山先生じゃない、大屋先生だっけ、城山先生でしたっけ、ああ、何か、後からもう一回言うかもしれないよというのをおっしゃったように記憶していますが、何か。

○亀井委員 それは僕かもしれない。

○飯塚座長 そうですか。何か提案がありますか。

私から、じゃあよろしいですか。

○亀井委員 どうぞ。

○飯塚座長 一番感じたのは、指標至上主義というかな、それが、これは数年前からずっと感じているんですけども、指標を決めて、それを達成したかどうかということ自体が最重要であるという感じでいっているところを深めたいと、それが、さっき僕が言ったPDCAの質を上げたいということにつながっているんです。まず、指標というのは、何か見たいものを垣間見ているだけだという、その謙虚な心というか、本当に見たいもののうちの一部しか見てないよということを再認識したいですね。これを、透明性を確保した中で言って、みんなに分かってもらうというのはなかなか難しいことなんだけど、これを何か取

り入れたいなという感じがいたします。

それで、あとは、その指標について、さっき言いましたけども、定性・定量というよりは、むしろ定性が多いよとさっきおっしゃっていましたが、それは、むしろ測りにくいことを言っているというケースもありますし、もしかしたら、こういう手段・方法をやっていけば何かできるかもしれないというところを定性という言葉で言っているかもしれません。僕としては、むしろ、目標達成度に関するものとして、こんなものを測りたいんだけど、これを、こんな指標で見ているということ、それを実現するために、達成するためには、こんな手段こんな方法でいこうと思っていると、それが政策と言っているものなんだということ、これは展開されていく可能性があるので多段階になるかもしれませんが、これがどのくらい実施したかに関することを見ていく、実施状況を見ることのために何らかの指標を設けることがあるかもしれないという感じですよ。

ここで重要なことは何かというと、それらの実施事項をやったら、本当に、それを上位で目的・目標にしていることができるという確証を持ってなきゃいけない。僕は、それを、展開の逆で、合成という言葉を使うんですよ。足し算したらできるのかということ。手段から目的が達成できるということを確認するのです。もちろん副作用も出るのも、そのリスクについてもどうだったのかも書かなきゃいけないですね。この手のことを、何か書くときに、きちんと明らかにしておいて、少なくとも分析のときには、評価するときには、そういうことを踏まえたときにどうだったという感じをできるといいなというふうに思いました。

あと、もうひとつ、その目標至上主義という言葉の一つの意味は、何か知らんけども目標がぱっと出てくるという感じがするんですよ。政策評価の対象を五つに分けていますが、実は、ロジックがあるんですよ。そもそも、この規制委員会、規制庁の使命は、ミッションはこれで、役割はこれであるという大きい関係で言ってくる中で、これであるということを書いて、その中で、そういう上位の目標、関係する目的、狙いに照らして、我々のミッション、役割として、ロールとしてはこんなのがあるのだよということを定義してあって、それをちゃんと実施していくと、何をすればよいのかということ、つまり機能分解、機能展開かな、みたいなのをやっているんですよ。こいつを毎回出すのがいいかどうか分からないけれども頭に置きながら、それに関することはこれであって、そのうちのこんな活動に注目してやりたいんだけど、それがどのくらいできたかについて測

りたいんだけど、なかなかよい指標がない、しょうがないのでこれで見ているけども、本当はこれを見たいよねという感じにつなげていくこと、これがあると、結構いけるなという感じがしています。非常に難しいことです、実は、大変な課題なんです。しかも、それを本当に分かっていただくのも難しいんですよ、どれだけやっているよということをね。

今やっていることは、実は、総合的に見ると、ほかの様々な役所の方々のやり方に比べると、はるかにきちんとやっているという感じがするんですよ。それでも、こんなにいろいろな意見が出てくるということは、注目される業務であるということ、みんな懸念事項がある、それからレピュテーションとか社会的な評価の観点から、様々な課題があるという中でやっているわけですからね、なおさら、形式的にいくだけではできないところがあるので、この辺を、この機会に何かうまく取り入れたらいいかななんてことを思っていました。

以上でございます。

城山先生、どうぞ。

○城山委員 はい、どうもありがとうございます。

ちょっと、この基本方針というのをパラパラ見ていたんですが、どこに焦点があるかというの、必ずしも捉えどころがないというのは、おっしゃられたとおりでと思うんですが、例えば、この基本方針の2ページ目の下辺りに書いていることを見ると、例えば、その機動的かつ柔軟な政策展開や政策の進捗状況の的確な把握、その結果を改善方策の検討実施に反映していくことが必須になるが、これらは政策評価を主に把握している機能であり、政策評価を活用した新たな挑戦や前向きな軌道修正をしっかりと行うことが必要だみたいな議論をしていて、ある意味では、今までの政策評価というのは、こういうことを計画していますよというのを書き、その細目を立てて、それがきちっと実施されていますよという、ある意味では、予定どおり進んでいますよということをうまく検証するためのツールだということがあったと思うんですけれども。例えば、現在のような状況、いろいろ環境条件も変わるという中では、むしろ、そのどういうふうに進んでいるかという把握ももちろん重要なんだけど、何か、思わぬところに思わぬ効果が出ているので、これは軌道修正をしなきゃいけないと、つまり、そのリニアに進んでいくというのではなくて、むしろ、その政策をどういうふうに変更していったらいいのかというのを判断できるようなものが、むしろ、その評価指標としてあったほうがいい、つまり、その継続すればいい

んですよという正当化じゃなくて、逆に、変えたほうがいいんですよということを正当化ができるようなデータを得られるような評価はできないかという、何か、そんなニュアンスだと思うんですね。

考え方としては、まさに、何かある種、アジャイルな仕組みとして、分からないこともないんですけど、これ、実際にどういう指標をじゃあ立ててやるのかということ、逆にいうと、どういう、何というんですかね、そのリニアにいかないにしても、どういうシナリオがあり得るかということの、ある程度想定を考えなきゃいけないので、結構、なかなかハードな話かなというのが一つと、それから、やはりこれ、多分、恐らく、その分野によって異なってくるのは確かだと思うんですね。こういう安全規制のような分野は、比較的、やはりちゃんと、粛々とやる必要があるような分野で、何か、こういう、そのアジャイルな対応を求めるような、その評価システムを入れていくというのは、何を意味するかというのは、ちょっと、何か、もう少し考えてみなきゃいけないかなと思います。

すみません、ちょっと感想的ですけども、以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

大屋委員、手が挙がっているんですけど、お願いいたします。

○大屋委員 大屋でございます。基本的には、ちょっと藤田委員の御意見と違うかもしれないんですけども、現在の評価システムというのは、大分工夫を重ねてやってきたものであって、これをちゃんと、ある程度やった上で、先ほど、亀井委員からも御指摘があったところですが、さらなる質の向上を図っていくという基本姿勢でいいのかなというふうに思うところです。

ただ、その上で、飯塚委員のおっしゃったような評価至上主義みたいなところが出てくるというのも、ちょっと感じる場所があって、その背景として一つあるのは、目標設定の段階で、やっぱり現在の仕組みだと、やっぱりB以下を取りたくないんで、保守的な目標設定をする方向に傾いてしまうのではないかと思われるところがある。これ、難しいのは、原子力規制委員会、規制庁の業務として、かなり保守的にやればいいんだよねというところもある。だから、安全防护をちゃんとしましうみたいな話は、事前に定められた目的をきちんと達成してもらおうということが非常に重要なので、そこはがちがちに固めていっていいと思うんですけども、他方で、組織の運営のやり方とか人事の工夫なんかについては、若干チャレンジングな目標を掲げてトライしてみて、駄目だったら駄目だった

で反省して、またやろうというようなことをやってもいいものというはあるだろうと。そういうふうに保守的にやるところ、チャレンジングなことを許容する部分というのは、現在ではあまり明確になっていなくて、非常にフラットな評価方法になっているので、どうしても、その保守的な方法に近づくんじゃないかという懸念はちょっとあります。

その中では、いろんな人事上の取組はされているので、むしろ、現場の職員さんたちは積極的に動いていただいているんだと思っているんですけども、もうちょっとそういう、だから、ここは頑張ったんですということを質的に評価する仕組みというのが、文章の記述みたいな話でできないかという工夫はちょっと考えてみてもいいのかなというふうには思っていますということです。

以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

私も、似たようなことを感じるんですよ。結構重要なことは、実施している真っ最中に、もちろん淡々とやらなきゃいけないものはきちんとやって、ある期間でやらなきゃいけないんだけど、やっているときに様々なことが生じたときに、それに対してどれだけ柔軟に計画を微修正しながら進んでいけたかということ、皆さん結構やってるんですよ、実はね。そういうところを評価するというか、そういう柔軟性もある分野もあって、それを評価したいなという感じが、実はしております。

町委員、何か。

○町委員 そうですね、ちょっとピントはずれちゃうかもしれないんですけども、ただ、事故が起きてから、東日本大震災が起きてからもう12年がたち、原子力規制庁が発足して10年がたちというところで、この目標が今五つありますけど、原発の政策も大きく転換したりとか、あとは、福島のもろくも、またこれから処理水が放出できたら新たなステージにも入ってきたりすると、この大きな目標の見直しみたいなのも、もうちょっとしてもいいのかなという感じがします。これ、もう設定しちゃってるから、この中で、やっぱりできた、できた、できた、それで、できてないが下のほうにちょっと2個ぐらいあるみたいな感じになっていて、やっぱり予期せぬ出来事が起きているのが、未曾有の事故を起こした国なんではないので、そういう意味で、このがっちり固めた目標の中で達成できていましたとやっているだけでは、国民に、じゃあ原発は安心なんだよというものは全く伝わらないと私は思っています。

私は絶対反対ではありません。本当にここに建てても大丈夫ということが、原子力規制委員会、委員長、規制庁のそういう科学的な、技術的な見地から認められた場所では、私は動かせばいいとは思っているんですけども、ただ、やっぱりそこら辺のうまく伝わってないというか、情報発信、アンケートの中にも難しい専門用語が多くて、一般の人に伝わってないみたいな記載もあったりしましたけども、そういう、ちょっと大きなところの流れが変わっているの、改めて、これ、私が何回言っても、政策はと言われちゃうんですけども。

ただ、日本の今の現実を見据えて、エネルギー政策、原発を20%から22%動かすには30基動かさなきゃいけないと、もうこれは現実的な数字として値が出ていて、もう、わずか10基しか動かしてない現状を、国がエネルギー計画ですと出して、それを誰もおかしいと思わないのかという、そこをおかしいと思う職員が、集合体で私は原子力規制庁はあってほしいと思いますので、細かく、本当に多岐にわたる業務をやられているので、それを私が、ちょっと一つ一つ、全部、全て理解して、ここで評価は、私自身はできない、できませんので、そういう意味では、ちょっとそういう大きなところから見て、原子力規制庁はやっぱり何をやるんだというところを、もう一回、ちょっと10年たっているの、そこら辺を皆さんの中で、もう一度ちょっと整理するというか、あってもいいのかなというふうに思っています。

ここでちょっとピントがずれちゃうかなというのはあれなんです、新しい原発を造るという、それもちょっと、ここ最近、新聞に出ていたりしています。そもそも動かす適格性がある事業者があるのかというところの審査、東京電力しかり、あとは、新しく名前が挙がっていたのが日本原子力研究開発機構ですけど、ここは、もう原子力規制委員会から「もんじゅ」を動かす資格があるのかと、もう随分前に指摘されたところが、新しい新型の原子炉の開発に携わっていいのかという、その疑問もありますので、皆さんの中に、審査するのが自分たちの仕事だということもね、最初のほうにありましたけれども、でも、こういう新しいものが出てくるところに、どうやってコミットしていくのかというのは、積極的に発信を、全てがやっぱり経産省、推進側の経産省発信からの、これは政策なので、どうしてもそっちが発信元になるんですけども、そこに対して、規制する側がどういうふうにエネルギー政策を見ているのかというのは、やっぱり言葉にして提示してほしいなというふうに思います。

以上です。

○飯塚座長 はい、どうもありがとうございました。

城山委員、手が挙がっているんですか。

○城山委員 すみません、おろし忘れです。

○飯塚座長 そうですか、はい。

ほかに何かコメントはございますか。よろしゅうございますかね。

いろんなのが出てきましたけども、それを聞いて、どんなことを思われたか、ちょっと発言願えますか。

○片山長官 長官の片山でございます。

何と申しますか、大きなこの施策の体系をどういうふうにしていくのかというのを議論する機会というのは、中期目標を議論する機会というのは一つの機会になります。これは5年ごとでございます。先ほど、今年の1月に途中で見直したというのは、新たな体制になって、御議論をいただいて、ちょうど5年の半ばに来た段階だったものですから、見直して、見直しました。したがって、また今からですと2年後ぐらいに、今度は第3期の目標を立てる機会がございます。

今、規制ということで、なかなか難しいけれども、そのチャレンジングなこと、要するにチャレンジをするということ、もっと規制庁、考えてもいいんじゃないかという御意見をいただきました。今、実は、そういう議論も庁内ではやり始めています。ただ、どの程度物になるかが分からない前提でもいいからというような議論を始めているところでございまして、そういうプロセスみたいなものの出口というのは、また次の第3期の中期目標、あるいは、その前に既にやろうというものも出てくるかもしれませんけれども、そういうところにつなげることができればなというふうに思っています。

なぜこういうのを始めたかというのは、一つは、やはり何と申しますか、我々の組織って、きれいに所掌が分かれているんですね。恐らく、今、規制を持っているということなので、必然的にそういうふうに分かれるんですけれども、そうなると、横の連携が悪いつて、これはさっきの不祥事の話でも、亀井先生から御指摘がありましたけれども、きれいに分かれているがゆえに、逆に横の連携が弱いというのが、我々規制庁の組織の特徴だと思っていまして、意図的にそういうものをかき混ぜるような意味合いでも、何でもいからチャレンジングなことを考えてみてというふうに議論をする、これも一つの、今やって

いる工夫でございます。そういうものを、具体のこういう政策評価みたいなものにどう落とし込めるのかというのは、ちょっといろいろと工夫をしていきたいと思えます。

実は、この話は何年か前に御指摘をいただいたようなところもあって、今でも年度業務計画に1、2、3と分けて分類分けして、1は定常業務で、ちゃんとやるべきもの。2は、やや難しいやつ、3は、まあできなくても仕方ないやつというような分類をして出していますけれども、そういうのをどう充実していけるかというのは、引き続き考えていきたいというふうに思えます。

私からは以上でございます。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

金子さん、何かありますか、どうぞ、お願いします。

○金子次長 次長の金子でございます。

先ほど来の先生方からの御指摘を聞いていて、従来の政策評価の体系から少し変えて、こういうイメージを持ったらいいのかなとちょっと受け止めたことがあるので、そうじゃないんだということがもしあれば、ぜひ御指摘いただきたいんですけど、まず、目標をどう設定するかというのは、町委員からも御指摘をいただいたように、まずあって、それを、今までの政策評価はどっちかというのとそれに近い上澄みのところだけを見て、評価をしているみたいなのところがあって、それがちゃんと現場でやっていることとつながっているのかという視点を必ずしも持っていない。だからこそ、現場の改善につながらないみたいな、ちょっとこう隔靴搔痒みたいなのところがあったというような認識の先生方が多いのかなと思っています。

それを上からずっと下げていって、実際に現場でやっている仕事、その仕事を見るときには、例えば亀井先生がおっしゃるように、個別の事業とか事務ごとに、何がどううまくできていないのかとか、何を変えるべきなのか、あるいは、城山先生がおっしゃったように課題とか軌道修正すべきことをどういうふうに捉えて、これは多分、その状況、プロセスみたいないろいろな視点があると思うんですけども、抽出していけるのかということ、やっぱり現場で仕事をしている活動のレベルで見えていけるようなこと、それが積み重なって、先ほどの割と上澄みだった政策評価の中にきちんと位置づけられて、それで大きなフィードバックが回っていくというような仕組みを考えるとというのが一つの方向なのかなというふうに受け止めたので、ちょっとそういうことを、今日、我々がいろんなこ

とで政策評価「的」にやっていることというのを御紹介をしたのも、その現場にできるだけ近いレベルのことで、こういうこともやっていますけど、それって、イメージに合うでしょうかということを御提示するようなイメージでさせていただいたので、もし、あんまりずれてなければ、そんな方向で考えていきたいなというふうに受け止めております。

○飯塚座長 ずれていませんよね、そんなに、と思いますけど。

よろしゅうございますかね。

どうも、いろいろ御意見、それから感想というか所見、どうもありがとうございました。

事務局におかれましては、いただいた意見、それから御指摘を踏まえて、適宜政策評価書等を見直していただければというふうに思います。

では、これで、令和5年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会を終了いたします。

最後に、事務局から今後の予定をお願いいたします。

○竹内参事官 規制庁、竹内でございます。

本日いただきました御意見、それから御指摘も踏まえまして、政策評価等につきましては、8月の規制委員会にて決定した後、委員会のホームページで公表したいと思っております。また、本日の議事内容につきましては、議事録を作成の上、ホームページで公表させていただきます。

本日は、お忙しいところ、大変ありがとうございました。